

市第52号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正について

局名称変更に至った経緯

6月3日の都市経営・行政運営調整委員会においてご指摘いただいた、平成17・18年度の局再編成の検証について検証を行い、その後、その検証結果を9月18日の都市経営・行政運営調整委員会において御報告させていただきました。

検証結果としては、おおむね局再編成の理念に基づいた施策が展開され、行政サービスの向上につながったと考えられるものの、昨今の社会経済情勢の急激な変化や危機的な財政状況など、再編実施当時には想定していなかった新たな課題の発生や、組織の名称が理念的で所掌事務がイメージしにくく分かりづらいといった課題が挙げられております。

これらの課題については、22年度以降、十分に検討してまいります。組織の名称が理念的で所掌事務が分かりづらいという課題については、市民の皆様の分かりやすさや、職員の働きやすさの観点から、局名称を変更することで解消し、市民サービスの向上を図ります。

1 局名称の変更案

職員の意見も聞きながら検討を進めた結果、以下の4局について、局名称の変更を実施します。

【現在の名称】		【名称変更案】
行政運営調整局	⇒	総務局
市民活力推進局	⇒	市民局
まちづくり調整局	⇒	建築局
安全管理局	⇒	消防局

(裏面あり)

2 局名称変更に伴う条例規定の新旧対照（関係部分のみ抜粋）

現行（平成21年度）

横浜市事務分掌条例

第1条 地方自治法第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

行政運営調整局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 他の局の主管に属しない事項

市民活力推進局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項

まちづくり調整局

- (1) 都市計画、建築及び住宅に関する事項

安全管理局

- (1) 危機管理及び市民の安全に関する事項

改正案（平成22年度）

横浜市事務分掌条例

（市第52号議案による改正案）

第1条 地方自治法第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 他の局の主管に属しない事項

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項

建築局

- (1) 都市計画、建築及び住宅に関する事項

消防局

- (1) 危機管理及び市民の安全に関する事項

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

参考

消防本部の名称は、横浜市安全管理局とする。

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

（市第57号議案による改正案）

参考

消防本部の名称は、横浜市消防局とする。

市第57号議案は、市民活力推進・安全管理委員会へ付託

3 その他

「横浜市事務分掌条例」の一部改正に伴い所管局の名称が変更となる次の条例についてあわせて改正します。

条例名	審議会の所管局の名称変更（現名称 新名称）
横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例	【審議会の所管】：（行政運営調整局 総務局）
横浜市財産評価審議会条例	【審議会の所管】：（行政運営調整局 総務局）
横浜市スポーツ振興審議会条例	【審議会の所管】：（市民活力推進局 市民局）
横浜市都市計画審議会条例	【審議会の所管】：（まちづくり調整局 建築局）
横浜市住宅政策審議会条例	【審議会の所管】：（まちづくり調整局 建築局）
横浜市開発審査会条例	【審議会の所管】：（まちづくり調整局 建築局）